相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区千住河原町二〇番地、最後の住所東京都江東区東陽一丁目二二番三号庄司アパート　被相続人　亡　須田　長平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十七日

事務所東京都中央区日本橋一―二―一〇東洋ビルディング九階入澤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　奥田　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区東上野四丁目二四番地、最後の住所東京都港区芝浦四丁目九番一八号グランドパレス田町一二〇一号　被相続人　亡　渡邉　清之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十七日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　佐藤　久文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区入船二丁目三番地一、最後の住所東京都中央区佃二丁目二番一一―二三〇八号　被相続人　亡　石崎　守利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十七日

事務所東京都千代田区神田須田町一―四―八ＮＣＯ神田須田町三階林・園部法律事務所　相続財産管理人　弁護士　園部　洋士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第一〇地割一番地、最後の住所東京都新宿区西新宿七丁目二二番四〇号小林スカイマンション二二四　被相続人　亡　山田　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十七日

事務所東京都千代田区神田須田町一―四―八ＮＣＯ神田須田町三階林・園部法律事務所　相続財産管理人　弁護士　園部　洋士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区入船二丁目三番地一、最後の住所東京都中央区佃二丁目二番一一―二三〇八号　被相続人　亡　石崎　守利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十七日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　佐藤　久文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区東上野四丁目二四番地、最後の住所東京都港区芝浦四丁目九番一八号グランドパレス田町一二〇一号　被相続人　亡　渡邉　清之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十七日

事務所東京都中央区日本橋一―二―一〇東洋ビルディング九階入澤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　奥田　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区千住河原町二〇番地、最後の住所東京都江東区東陽一丁目二二番三号庄司アパート　被相続人　亡　須田　長平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十七日

新潟県糸魚川市大町一丁目七番一一号　ヒスイ王国館二階　糸魚川きぼう法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小出　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県糸魚川市大字大野一九三一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中澤美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十七日

新潟県糸魚川市大町一丁目七番一一号　ヒスイ王国館二階　糸魚川きぼう法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小出　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯田市下瀬二五四番地二、最後の住所長野県飯田市北方一七一八番地二　被相続人　亡　井原　正治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十七日

長野県飯田市鼎東鼎一三八番地三嶋屋ビル四階みなみ信州法律事務所　相続財産管理人　弁護士　三浦美佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県東近江市小脇町一七一〇番地、最後の住所滋賀県東近江市小脇町一七一〇番地　被相続人　亡　三浦　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十七日

事務所滋賀県東近江市八日市町一―二三川嶋ビル三階八日市駅前法律事務所　相続財産管理人　弁護士　川瀬　新也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市生野区桃谷三丁目三七番地、最後の住所京都府船井郡八木町字西田小字愛染嶋三六―一　被相続人　亡　大森　潤吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十七日

京都市中京区烏丸通三条下ル大同生命京都ビル八階　烏丸法律事務所　相続財産管理人　弁護士　浅井　悠太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府阪南市自然田一四六七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉岡　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十七日

大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル八〇一号　相続財産管理人　弁護士　畑山　和幸

第74期決算公告

平成29年4月17日　愛知県小牧市大字東田中字西田100―1

日本プラスチック工業株式会社

代表取締役　川畑　哲也

貸借対照表の要旨

（平成28年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	8,627	流動負債	4,481
固定資産	1,251	固定負債	360
有形固定資産	1,032	負債合計	4,841
無形固定資産	18	株主資本	5,011
投資その他の資産	200	資本金	175
		利益剰余金	4,836
		利益準備金	43
		その他利益剰余金	4,793
		（うち当期純利益）	（720）
		評価・換算差額等	25
		純資産合計	5,037
資産合計	9,878	負債・純資産合計	9,878